

◆基本方針1 コミュニケーション支援

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
施策1 行政・生活情報の多言語化(ICTを活用)、相談体制の整備			
推進する取組 やさしい日本語・多言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供			
○各種制度・サービス等の手続きに関する説明書・申請書・納付書等の内容について、やさしい日本語での表現や多言語対応に努めます。 ○ユニバーサルデザインを考慮した施設案内等、誰にとっても分かりやすい表示を行います。 ○外国人市民に対して、多様なメディアを活用し、生活に必要な情報を分かりやすく提供します。	行政情報の多言語化	外国人市民にかかる案内やお知らせなどの書類の多言語化を行う。	各課 (まちづくり協働課)
	各施設の利用案内のやさしい日本語および多言語での表示	窓口等の案内標識のひらがな表示や多言語表示を行う。	各課 (まちづくり協働課)
	やさしい日本語での対応促進	職員向けのやさしい日本語研修を実施する。	まちづくり協働課
	市ホームページやSNS(LINE、X等)を活用した生活情報の提供	市ホームページやSNS(LINE、X等)を活用して外国人市民へ生活情報を提供する。	各課 (まちづくり協働課)
推進する取組 外国人市民のための生活相談体制の充実			
○行政、生活全般に関わる相談を受け付け、適切な情報提供を行います。必要に応じて関係機関への案内を行うなど、外国人市民向けの相談体制の維持・向上に努めるとともに、総合相談窓口の設置を検討します。 ○窓口でのやさしい日本語、通訳職員配置やICTを活用した多言語通訳サービス等の多言語での対応を推進します。	通訳職員の配置	まちづくり協働課に英語通訳職員1名を配置する。	まちづくり協働課
	タブレット端末による多言語通訳サービス	タブレット端末による多言語通訳サービスを活用し、外国人へのサービス向上に努めるとともに、職員の業務負担の軽減に努める。	経営戦略課
	外国人市民向け総合相談窓口の設置の検討	外国人市民からの相談内容に応じて関係課や関係機関に繋ぎ、総合相談対応を行う。	まちづくり協働課
	やさしい日本語に関する研修の実施	やさしい日本語についての職員向け研修・市民向け講座、小学校向け出前授業を実施する。	まちづくり協働課

◆基本方針1 コミュニケーション支援

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
施策2 日本語教育等の推進			
推進する取組 日本語教育等の推進			
○日本語教室が継続して運営できるよう草津市国際交流協会や市民公益活動団体のニーズに合わせた支援を行います。	日本語教室の開催・運営支援	草津市国際交流協会が実施する日本語教室への補助を行う。	まちづくり協働課
○日本語教育を希望する外国人市民に対し、学習機会を最大限確保できるよう、関係機関と連携し、日本語ボランティアの育成・確保を含めた体制の整備に努めます。	外国人市民のニーズに合わせた日本語教室等の情報提供	草津市国際交流協会が実施する日本語教室のほか、市内で開催されている日本語教室の案内や、日本語の勉強に役立つサイトの情報など、外国人市民のニーズに合わせて情報提供を行う。	まちづくり協働課
○外国人市民が継続的に日本語や互いの文化を学べる交流の場の確保に努めます。	やさしい日本語サロンや多文化共生に関するイベントでの日本文化の紹介	草津市国際交流協会が実施するやさしい日本語サロンや多文化共生に関するイベントに対し補助を行う。	まちづくり協働課
施策3 生活に関する情報の提供			
推進する取組 生活に関する情報の提供			
○日本での生活のルールを紹介する生活オリエンテーション動画や本市での生活に必要な情報を提供します。	本市で生活を始めるための基本的な情報提供	市ホームページにおいて、出入国在留管理庁が作成した生活オリエンテーション動画や本市での生活にかかる情報を掲載する。また、これらの情報を外国人市民向けに案内するためのチラシを配布し、情報提供を行う。	まちづくり協働課

◆基本方針2 生活支援

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
施策1 教育機会の確保			
推進する取組 就学状況の把握			
○学齢簿に準じるものの作成にあたり外国人児童生徒等についての一体的な就学状況の管理・把握に努めます。	学齢簿に準じるものの作成にあたり外国人児童生徒等についての一体的な就学状況の管理・把握	外国人児童生徒の転入等で学齢簿に準じるものを作成するにあたり、一体的な就学状況の管理・把握を行う。	学校教育課
推進する取組 就学に関する多言語による情報提供・就学案内			
○外国人児童生徒等が就学の機会を逃さないように就学に向けた取組を推進します。	新小学一年生入学前の調査表のやさしい日本語化および翻訳言語の追加	外国人対象者に送付する就学案内や入学希望調査にやさしい日本語や翻訳言語での対応を行う。	学校教育課
	不就学児童生徒の実態把握のための定期的な調査の実施	義務教育の就学対象年齢で、学齢簿に準ずるものに記載のない子どもの調査を定期的に行う。	学校教育課
	転入手続きの時に、必ず学校教育課を訪問するよう誘導	市民課窓口で交付している「窓口の案内」で学校教育課への誘導を行う。	学校教育課
	外国人児童生徒等への教育を支援する情報検索サイト「かすたねっと」の活用に係る情報提供	日本語指導を必要とする児童生徒への支援の一助となるように市内小中学校へ周知する。	児童生徒支援課
	日本語能力等に応じた一時的または正式な下学年への入学の受入れ	外国から転入した児童生徒の保護者等の希望により、年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められた場合は、下学年への就学を認める。	学校教育課

◆基本方針2 生活支援

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
推進する取組 日本語の学習支援			
○外国人児童生徒等の学習支援を進めるために、既存の事業や県等の制度を活用し学びを充実させます。 ○文部科学省が策定した、「外国人児童生徒受入れの手引き改訂版」等を参考に支援を検討します。	外国人児童生徒等教育相談員設置事業の周知および利用の拡大	外国人児童生徒等に対して通訳翻訳による支援を適時に実施できるよう、事業内容を各校に周知する。	児童生徒支援課
	県等の制度を活用し、外国人児童生徒等の母語による学習支援体制の充実化	外国人児童生徒等に対して県が実施する支援員派遣等の支援を適時に実施できるよう、事業内容について各校に周知する。	児童生徒支援課
	日本語初期指導の取組の推進	小学校1校において初期日本語指導をモデル的に実施し、学習効果を検証する。	児童生徒支援課
推進する取組 進路指導・キャリア教育			
○外国人児童生徒等の高校等への進路指導を行います。	外国人児童生徒等教育相談員設置事業の推進	外国人児童生徒等の進路相談等において通訳翻訳による支援を活用できるよう、事業内容を各校に周知する。	児童生徒支援課
	外国人児童生徒等とその保護者に対して、入試等の進路について情報提供の実施	外国人児童生徒等に対して小中学校での学習や生活等に関する情報を提供し、円滑な就学開始や不安の解消を図ることができるよう、外国人児童生徒等を対象とした進路説明会を開催する。	児童生徒支援課
推進する取組 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進			
○多文化共生に対応する国際理解教育を推進します。	全ての児童生徒に豊かな国際感覚を養い、多文化共生の意識を育むよう、各教育機関において国際理解教育の推進に向けた留学生等との連携・調整	各教育機関と国際理解教育の推進に向けた留学生等との連携・調整、それにかかる周知を行っていく。	児童生徒支援課

◆基本方針2 生活支援

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
推進する取組 就学前教育・保育における多文化対応			
○窓口や訪問時に多言語での相談対応を行います。	窓口や訪問時に、多言語通訳端末を利用した相談の実施	窓口や訪問時に、多言語通訳端末を利用し対応を行う。	子育て相談センター
	多言語の歌や遊び等を通した多文化共生につながる保育の実施	歌や遊びの中で、多言語に触れる機会を意図的に設け、多文化への興味・関心を広げる。	幼児課
施策2 働きやすい労働環境の確保			
推進する取組 就業支援・起業支援・就業および職場環境の整備			
○外国人市民の就業機会を確保するため、関係機関との連携に努めます。 ○市内事業所に向けて、外国人市民の人権や多文化共生への理解促進に努めます。 ○起業意欲のある外国人市民の地域での起業支援に努めます。	事業所訪問による外国人市民の人権を含む人権啓発や外国人の雇用に関する支援制度の周知	市内事業所に対して、外国人市民等を含む人権啓発の推進を行う。	商工観光労政課
	草津市ビジネスサポートセンター事業の推進	ホームページ・SNSのほか、各種イベント等を通じて引き続き周知を行う。	商工観光労政課
	関係団体との連携による起業支援	引き続き、関係機関との連携により、創業を目指す方の支援を行う。	商工観光労政課
	就労支援相談事業の充実(やさしい日本語や多言語での対応)	福祉の総合相談窓口「人とくらしのサポートセンター」において相談対応を継続実施する。	人とくらしのサポートセンター
	環びわ湖大学・地域コンソーシアムが実施する留学生事業の周知	庁内外関係機関への周知を行います。	草津未来研究所
	留学生の就職について、関係大学や企業関係者等との相互理解の促進	関係大学や企業関係者等との相互理解の機会の創出を図ります。	草津未来研究所

◆基本方針2 生活支援

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
施策3 災害時の支援体制の整備			
推進する取組 外国人市民に関する防災対策の推進			
○外国人市民の防災意識の向上のため、外国人機能別消防団員を中心に啓発活動等を推進します。 ○外国人市民が災害時に適切に避難行動が取れるよう災害時の情報のやさしい日本語化や多言語化に努めます。 ○地域防災計画内の位置付けを検討します。	外国人機能別消防団員を中心とした防災講座等の開催	外国人住民の防災意識の向上のため、機能別消防団員を中心に啓発活動等を引き続き推進する。	危機管理課
	防災ハンドブック、ハザードマップの多言語化	防災ハンドブックを通じてを啓発を行う。	危機管理課
		英語版ハザードマップを引き続き市ホームページに掲載していく。	河川課
	「災害時外国人支援マニュアル」の策定の検討	災害時の外国人支援についての普及・啓発の手法について検討する。	まちづくり協働課
	やさしい日本語や多言語による災害情報の発信と情報伝達手段の充実	引き続き、外国人住民にも分かりやすい情報発信を行うため、様々な媒体を活用し、やさしい日本語や多言語に対応した情報発信に努める。	広報課
	避難所での表示の多言語化	避難所での表示について多言語化したシート等を備える。	まちづくり協働課
	地域防災計画内の位置付けの検討	地域防災計画内での位置付けについて必要に応じて見直しを行うとともに、計画に記載されている「やさしい日本語の普及」について、非常時にやさしい日本語を活用できるよう、やさしい日本語の普及に努める。	まちづくり協働課

◆基本方針2 生活支援

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
推進する取組 多言語支援のための応援体制の整備			
○災害時に外国人市民に正確な情報を提供し、意思疎通が円滑にできるよう多言語でのコミュニケーションの橋渡しをする外国人機能別消防団員の充実を図ります。	外国人機能別消防団員の充実	引き続き、地域のイベントや市のイベントにも積極的に参加してもらい、機能別消防団を周知し、機能別消防団の充実に努める。	危機管理課
推進する取組 外国人市民の避難支援			
○草津市避難行動要支援者登録制度を活用して外国人市民の避難支援に努めます。	草津市避難行動要支援者登録制度の推進	町内会や民生委員と協力し避難行動要支援者の共助による避難体制の強化を推進する。	危機管理課
		新規対象者および80歳の未登録者に登録勧奨の通知を発送するとともに、広報くさつに制度の記事を掲載し広く周知する。	健康福祉政策課
推進する取組 避難所における外国人被災者対応			
○関係機関と連携し外国人市民が安心して避難できる環境整備に努めます。	避難所運営マニュアルに沿った外国人市民への対応に必要な知識の啓発	職員向けにやさしい日本語研修を開催し、外国人市民の対応に必要な知識の普及・啓発を行う。	まちづくり協働課
		関係機関と連携し外国人住民が安心して避難できる環境整備を推進する。	危機管理課
施策4 医療(感染症対応含む)・保健サービスの提供			
推進する取組 多言語対応可能な医療機関・薬局の周知とけん診問診票の多言語化			
○関係機関と連携して多言語対応が可能な医療機関・薬局についての情報提供を行います。	医療情報ネットおよび多言語版けん診問診票の周知・啓発	医療情報ネットの利用啓発を広くくさつや市ホームページ、健康だより等にて行う。多言語対応の健康診断案内リーフレットを医療機関に配布する。	健康増進課

◆基本方針2 生活支援

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
推進する取組 乳幼児健診や健康相談における対応			
○乳幼児健診や健康相談時に、多言語での相談対応を行います。	乳幼児健診や健康相談時に、多言語通訳端末を利用した相談および通訳の派遣の実施	乳幼児健診や健康相談時に、通訳の派遣による対応をするほか、通訳の派遣が難しい言語については、多言語通訳端末を利用する。	子育て相談センター
施策5 こども・子育ておよび福祉サービスの提供			
推進する取組 外国人市民のライフサイクルに応じた継続的な支援			
○外国人市民のライフサイクルの中で生じる様々な問題に対応できるよう、各分野での相談体制の充実や総合相談窓口の設置等を進めます。	各分野での相談体制の充実と連携の強化	福祉の総合相談窓口「人とくらしのサポートセンター」において相談対応を継続実施する。	人とくらしのサポートセンター
		DV・家庭生活・仕事等について相談、女性専用カウンセリングを行う。	男女共同参画センター
		妊婦の希望に応じ、外国語版母子健康手帳(10言語)の交付、リーフレットを翻訳し、妊娠届出時相談や随時相談等で窓口の来所や訪問時に、多言語通訳端末を利用し、母国語で相談が出来るよう努める。	子育て相談センター
	外国人市民向け総合相談窓口の設置の検討(再掲)	外国人市民からの相談内容に応じて関係課や関係機関に繋ぎ、総合相談対応を行う。	まちづくり協働課

◆基本方針2 生活支援

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
推進する取組 外国人市民にも分かりやすい情報の充実			
○外国人市民にも分かりやすい情報提供の充実を図ります。	子育てに関する事業における通訳の派遣	訪問や健診事業において通訳が必要な方へは事前に通訳を業者に依頼し対応する。 また、通訳業者で対応できない言語については、多言語翻訳端末を利用し、母国語で対応できるように努める。 離乳食レストランの案内やパンフレット、乳幼児健診の問診表を翻訳したものを準備する。	子育て相談センター
	窓口や訪問時に、多言語通訳端末を利用した相談の実施(再掲)	窓口や訪問時に、多言語通訳端末を利用し対応を行う。	子育て相談センター
	就学前教育・保育施設等の利用に関する翻訳情報の充実	やさしい日本語の使用や翻訳アプリの活用を行い、誰にとってもわかりやすい情報共有を行う。	幼児課
	福祉医療制度に関する情報提供の充実	引き続き、日本語による対応が難しい外国人住民に対して、タブレット端末を利用して通訳者による説明・手続きを実施する。	保険年金課
施策6 住宅確保のための支援			
推進する取組 外国人市民に対する居住支援の推進			
○市営住宅の制度案内について、やさしい日本語や多言語での対応に努めます。 ○外国人市民の賃貸住宅等への入居の円滑化を推進するため、情報提供や啓発に努めます。	やさしい日本語および多言語での窓口対応	引き続き、R7年度に実施した内容を継続する。	市営住宅課
	市営住宅入居のしおりのやさしい日本語版、多言語版の作成	引き続き、R7年度に実施した内容を継続する。	市営住宅課
	草津市居住支援協議会や外国人を対象にした「居住支援法人」等の情報提供の実施	パンフレットや市HP等を通じた情報提供に取り組む。	建築政策課
	国土交通省作成「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」や「各国語契約見本」等の情報提供の実施	適宜、必要な情報提供に取り組む。	建築政策課

◆基本方針3 意識啓発と社会参画支援

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
施策1 多文化共生の意識啓発・醸成			
推進する取組 地域住民等に対する多文化共生の意識啓発			
○外国人市民と日本人市民が互いの違いを認め合い、共に理解し、尊重し合う気持ちを持てるよう多文化共生意識の高揚を図ります。	図書館での多文化共生に関する書籍・資料の展示	「多文化共生」をテーマにした展示を実施予定。	図書館
	人権・同和問題職員研修の実施	学習冊子「めざめ第49集」を通して、外国人差別を含む様々な差別について周知・啓発を行い、多文化共生意識の高揚を図る。	人権センター
	町内学習懇談会での啓発教材への組み入れ	学習冊子「めざめ第49集」を通して、外国人差別を含む様々な差別について周知・啓発を行い、多文化共生意識の高揚を図る。	人権センター
	多文化共生に関する研修等の実施や交流機会の提供	年3回の人権・同和問題職員研修や各職場で実施する職場研修など、職員向けの研修において多文化共生をテーマとするように周知する。	職員課
		市職員・市民向けにやさしい日本語とあわせて多文化共生についての研修を行う。	まちづくり協働課
	やさしい日本語に関する研修の実施(再掲)	やさしい日本語についての職員向け研修・市民向け講座、小学校向け出前授業を実施する。	まちづくり協働課

◆基本方針3 意識啓発と社会参画支援

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
推進する取組 不当な差別的言動の解消			
○外国人市民に対する偏見や差別的言動の解消のため、教育や啓発に努めます。	町内学習懇談会での啓発教材への組み入れ(再掲)	学習冊子「めざめ第49集」を通して、外国人差別を含む様々な差別について周知・啓発を行い、多文化共生意識の高揚を図る。	人権センター
	人権・同和問題職員研修、ヘイトスピーチ解消法に基づいた啓発	人権セミナーで外国人の人権をテーマに講座を開催する。また、人権センターが関わる啓発記事の配布や啓発パネルの展示等を通して、外国人に対する偏見や差別的言動の解消に努める	人権センター
	多文化共生等をテーマにした職員研修の実施	年3回の人権・同和問題職員研修や各職場で実施する職場研修など、職員向けの研修において多文化共生をテーマとするように周知する。	職員課
推進する取組 多文化共生の場づくり			
○外国人市民と日本人市民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりに努めます。 ○外国人市民の母国の文化や日本の文化等を紹介し合える交流イベントを通じて、互いの文化に触れる機会を増やし、市民の異文化理解力の向上や国際感覚の育成を図るとともに、外国人市民の社会参画を促進します。	図書館での多文化共生に関する書籍・資料の展示(再掲)	「多文化共生」をテーマにした展示を実施予定。	図書館
	やさしい日本語サロンの開催	草津市国際交流協会が実施するやさしい日本語サロンに対し補助を行う。	まちづくり協働課
	外国人市民と日本人市民が気軽に集える交流機会の提供	草津市国際交流協会が実施するやさしい日本語サロンや多文化共生に関するイベントに対し補助を行い、外国人市民と日本人市民が気軽に集える交流機会の提供を行う。	まちづくり協働課
	国際交流イベントの実施や周知	草津市国際交流協会が実施する国際交流イベントに対し補助を行う。	まちづくり協働課

◆基本方針3 意識啓発と社会参画支援

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
施策2 外国人市民の社会参画支援			
推進する取組 外国人市民と日本人市民の橋渡し役となる人材の把握・育成			
○多文化共生という観点で、行政、市民公益活動団体、企業等のつなぎ役となる人材を把握・育成します。	外国人機能別消防団員の育成・支援	地域のイベントや市のイベントにも積極的に参加してもらうことで、機能別消防団を周知し、機能別消防団の充実に努める。	危機管理課
	多文化共生に取り組む人材の把握・育成	多文化共生に関する講座やイベント等に講師やスタッフとして関わっていただくことで、多文化共生に取り組む人材の把握や育成に努める。	まちづくり協働課
推進する取組 外国人市民の地域社会への参画促進			
○外国人市民が持つ語学力や知識、国際感覚等を生かして、意見を施策に反映できる環境を整えます。 ○外国人市民の地域社会への参画促進に努めます。	外国人市民の審議会や委員会への参加の促進	各課において審議会や委員会の目的や内容に応じた適切な委員委嘱を行う。	まちづくり協働課
	まちづくり協議会や町内会の役割や意義の周知	引き続き、地域イベント等への参加を促し、交流を深化させるとともに、町内会やまちづくり協議会の役割や意義の周知方法について検討を進める。	まちづくり協働課
	地域における外国人市民と日本人市民の交流イベント等への参加の促進(ホームページやSNS(LINE、X等)を活用した情報発信)	ホームページやSNS(LINE、X等)を活用して、地域における外国人市民と日本人市民の交流イベント等に関する情報発信を行う。	まちづくり協働課

◆基本方針4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

取組の方向性	取組	R8予定	担当課
施策1 留学生を含む外国人市民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応			
推進する取組 留学生を含む外国人市民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応			
○地域での起業支援に努めます。 ○留学生を含む外国人市民が持つ語学力や知識、国際感覚等を生かして、地域の活性化やグローバル化等に貢献できる環境を整えます。	外国人市民の審議会や委員会への参加の促進(再掲)	各課において審議会や委員会の目的や内容に応じた適切な委員委嘱を行う。	まちづくり協働課
	関係団体との連携による起業支援(再掲)	引き続き、関係機関との連携により、創業を目指す方の支援を行う。	商工観光労政課
	留学生等の地域でのイベントへの参加の拡大	草津市国際交流協会において、立命館大学や地域まちづくりセンター等と連携し、留学生等に地域のイベントへの参加を促す。	まちづくり協働課
	語学力や国際感覚等を生かした様々な活動への参画	草津市国際交流協会において、立命館大学や地域まちづくりセンター等と連携し、留学生等に地域のイベント等の運営への参画を促す。	まちづくり協働課
施策2 留学生に対する生活支援等			
推進する取組 留学生に対する生活支援等			
○留学生に対する生活支援や地域住民等との交流機会の提供を行います。	就労支援相談事業の充実(やさしい日本語や多言語での対応)(再掲)	福祉の総合相談窓口「人とくらしのサポートセンター」において相談対応を継続実施する。	人とくらしのサポートセンター
	外国人市民と日本人市民が気軽に集える交流機会の提供(再掲)	草津市国際交流協会が実施するやさしい日本語サロンや多文化共生に関するイベントに対し補助を行い、外国人市民と日本人市民が気軽に集える交流機会の提供を行う。	まちづくり協働課
	まちづくり協議会や町内会の役割や意義の周知(再掲)	引き続き、地域イベント等への参加を促し、交流を深化させるとともに、町内会やまちづくり協議会の役割や意義の周知方法について検討を進める。	まちづくり協働課